

アイポス通信

2021年
5月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 ジュニアNISAが2023年で終了。でも始めるなら今！？

ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）とは、子ども名義でNISA口座を開設し、両親や祖父母等2親等以内の親族の管理のもと、株式や投資信託等で運用し、その利益（譲渡益、配当、分配金等）が非課税になる制度です。特徴は以下のとおりです。

【対象者】20歳未満の日本居住者（2023年以降は18歳未満）

【非課税投資額】年間最大80万円（最大400万円）

【口座開設数】一人1口座

【非課税期間】最長5年

【子どもが成人したら】子ども名義のNISA口座に移管



基本的な仕組みは一般NISAと同じです。ただし、従来のジュニアNISAは、子どもが18歳になる前に商品を売却しお金を引き出すと課税されてしまう、という払い出し制限があり、資金拘束は最大のデメリットでした。このため、あまり口座開設数が増えず、2023年末をもってジュニアNISAは終了することが決まりました。ところが、2024年以降はジュニアNISAの払い出し制限がなくなります。2024年以降であれば、子どもが18歳未満も自由にお金を引き出すことができるようになり資金拘束がなくなりました。新規口座開設ができなくなることは残念ですが、皮肉なことに、終了が決まり、払い出し制限がなくなったことにより、自由度、魅力が増しています。例えば、子供が10年後に高校入学や大学入学などを控えている場合、今からでも検討してみると良いかもしれません。我が家も児童手当程度は、子供の積立設定をしています。長期・分散・積立の3原則を最強に発揮できるのは小さな子供です。時間は子供、頭はお父さん作戦。小さなお子様がいる場合、ご両親がNISA枠を使い切っている場合、特定口座の取引とあわせてジュニアNISAも検討して良いのではないでしょか。

? マネークイズのコーナー

近年、副業に前向きな企業が増えてきているといわれています。では実際にどのくらいの企業が副業を認めているのでしょうか？

- 1 39.6%
- 2 49.6%
- 3 59.6%



(答えは裏面にあります！)

今月のお知らせ

5月の大型連休をなぜ『ゴールデンウィーク』と呼ぶかご存知でしょうか？この言葉が使われ始めたのは昭和26年。当時、5月の連休時期に放映した映画がお正月・お盆を超えるヒットを記録しました。これを受けて、今後もこの時期に多くの人に見てもらいたいと思った映画業界が、ラジオ業界で使われていた『ゴールデンタイム』にあやかり名づけたそうです。



コラム 預金引き出し、本人の意思確認ができないときの対処法！

預金者本人以外の方が銀行預金を引き出す場合は、本人の意思確認が必要です。本人の意思確認ができない場合は、原則、家族であっても引き出しはできません。また、認知症と判断されれば、成年後見人等を付けない限り、その人の預金は凍結されるのが一般的でした。例えば、施設入居が決まったものの、認知症などで本人の意思確認ができない場合は、本人の預金を引き出すことができず、家族の預金から立て替えなければいけなかったわけです。これは家族にとっては大きな負担です。とはいえ、後見人制度は決して便利で手軽な制度ではありません。

これを受け、今年2月に全国銀行協会は、認知症など本人の意思確認ができなくなったときの取引指針をまとめました。指針によると、ご本人の生活費や入院費、介護施設費用など、本人のための支出に限り、代理権のない場合であっても、支払に応じるというもの。まだ、実務が追いついていない可能性があります。まずは次のものを用意して銀行に相談してみてください。銀行相談も最近はオンラインの事前予約が待ち時間も短くて安心です。

【持参するもの】

- ・預金者本人の通帳・キャッシュカード・お届け印
- ・来店する人の本人確認書類・預金者本人との関係性がわかる書類（戸籍謄本など）
- ・使用用途がわかる書類（入院や介護施設費用の請求書など）

便利に実務が動き出すにはまだ時間がかかるでしょうが、一步朗報ですね。いずれにしろ「簡単！」とは言いつらいですから、万一の際の、準備や段取りは事前におきたいところです。



A マネークイズの答え

正解：2（49.6%）

マイナビが発表した「働き方、副業・兼業に関するレポート（2020年）」によると、副業・兼業を認めている企業は全体で49.6%。副業を認める企業に対して、転職者は応募意欲が増し、優秀な人が集まる傾向もあるそうです。

私も在職中の副業からの独立起業となりました。今や懐かしい思い出ですね。



編集後記

ちょうど一年前にコロナが広がり始めたタイミングで始めたアイポス通信。まだまだよちよち歩きですがお陰様で8号目となりました。出すたびに嬉しいお声をいろいろ頂戴して、これもコロナのお陰です。創刊しときはまさか1年以上こんな日々が続くとは思ってもありませんでしたが、やがて「そんな時代もあったねー」と振り返れる日を楽しみに、今しかできない事、今できる事を大切にしたいと思います。お身体ご自愛くださいませ。

発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドア 2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos-co.jp

